<国会議	昌関係政	治団体 -	資金管理	司体用
> 日 五 哦	貝内水씾		見业日生	当作用ノ

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 _ 台 _ 年分

(ふ り が な)

たけっぐりょうじらえかい武次定治後後会

チェックもれ注意

チェックもれ注意

- 1 政治団体の名称
- 長崎市 蚊牌町1825番地

 □
 政
 党
 の
 支
 部

 □
 そ
 の
 他
 の
 政
 治
 団

政治団体の区分

3 代表者の氏名

2 主たる事務所の所在地

武次良治

活動区域の区分

- 4 会計責任者の氏名
- 武 次 智津子

- □ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名

武次智津子

電話

095.892.0018

氏名

電話



- ☑ 有
- 無(以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類長崎本議会議員資金管理団体の

届出をした者の氏名 武次良治

国会議員関係政治団体の区分

- □ 政治資金規正法第19条の7第1項
 - 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

第1号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

굘	第一号
付付	7, 3, 26
欄	長崎県選挙

資金管理団体の指定の期間

年月日から年月日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間年月日から年月日まで

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

必ず記入して	<	ださい。
(0の場合は	O	と記入

0.5		円
収 入 総 額		26.037
(前年からの繰越額)		26.037
(本年の収入額)	***************************************	0
支 出 総 額	***************************************	0
翌年への繰越額	*******************	26.037

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人	の負担する党費又は会費	
_	there.	円
金	額	
員	数(党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(う ち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	ō	
(ウ)政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	記入もれ注意(ア)+(イ)+(ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	D	
合 計 (ア + イ)	0	0

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の項目別区分	有	無	備考
ア土地		V	
イ建物		¥	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		W.	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		V	
力 金 銭 信 託		V	
キ有価証券		V	
ク 出 資 に よ る 権 利		V	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		V	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		V	

- (注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。
- (注2) 有に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 26 日 記入もれ注意

政治団体の名称

武次良治後援会

会計責任者の氏名

武 次 智 津 子

(代表者の氏名

(印)

(印)

(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を 証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。